

障害者求人の申込み時における合理的配慮に係る記載について

障害者雇用促進法に基づき、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務については、すべての事業主が対象となっています。

そのうち、合理的配慮の提供義務については、いわゆる『合理的配慮指針』において「募集及び採用時における合理的配慮が必要な障害者は、事業主に対して、募集及び採用に当たって支障となっている事情及びその改善のために希望する措置の内容を申し出ること」と示されています。

そのため、ハローワークで障害者の求人申込みを受け付ける際には、就業場所における現在の施設等の状況に加えて、合理的配慮が必要な場合に応募者から申し出る旨の記載を付記いたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

求人募集時における個人情報の取扱いに関するお願い

個人情報保護法において、障害に関する情報は「要配慮個人情報」として規定されており、その情報を収集するにあたっては、事前に本人の同意を得る必要があります。

⇒要配慮個人情報を含む「障害者手帳の写し」等を一律に必要書類として設定することはできません。

* 採用選考の際、どのような情報が必要となるか、収集目的を示し、必要な範囲で障害の状況や配慮事項等を確認する手段を「求人に関する特記事項」欄に記入し、本人の同意を得た上で収集するようにお願いします。

* 障害者手帳等には、大変重要な個人情報が記載されているため、障害者のプライバシーへのご配慮をお願いします。

參考資料

障害者雇用率の対象となる障害者

種別	確認方法	等級など
身体障害者	原則として「身体障害者手帳」を持つ者 ※都道府県知事指定医または産業医の診断書により確認することも可	重度障害 1級・2級 重度以外 3級から6級 ※7級の単一障害は対象外 ※7級の障害を重複している場合は6級相当となる ※3級の障害を重複している場合は重度の取扱いとなる
知的障害者	「療育手帳」を持つ者 ※東京都は「愛の手帳」	重度障害 1度・2度 重度以外 3度・4度 ※手帳では重度に該当しない者でも、知的障害者判定機関で重度の知的障害者と判定されれば、重度知的障害者として取り扱う
精神障害者	「精神保健福祉手帳」を持つ者	1級～3級 ※障害者手帳を所持していない者は対象外

障害者雇用率の算定方法

カウント方法			
週の所定労働時間		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		1	0.5
	重度	2	1
知的障害者		1	0.5
	重度	2	1
精神障害者		1	0.5又は1 (以下の特例)

精神障害者の算定特例 ～平成30年4月1日から変わりました～

精神障害者である短時間労働者※であって、

雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

かつ、

平成35年（2023年）3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方



雇用率算定方法

対象者
1人につき

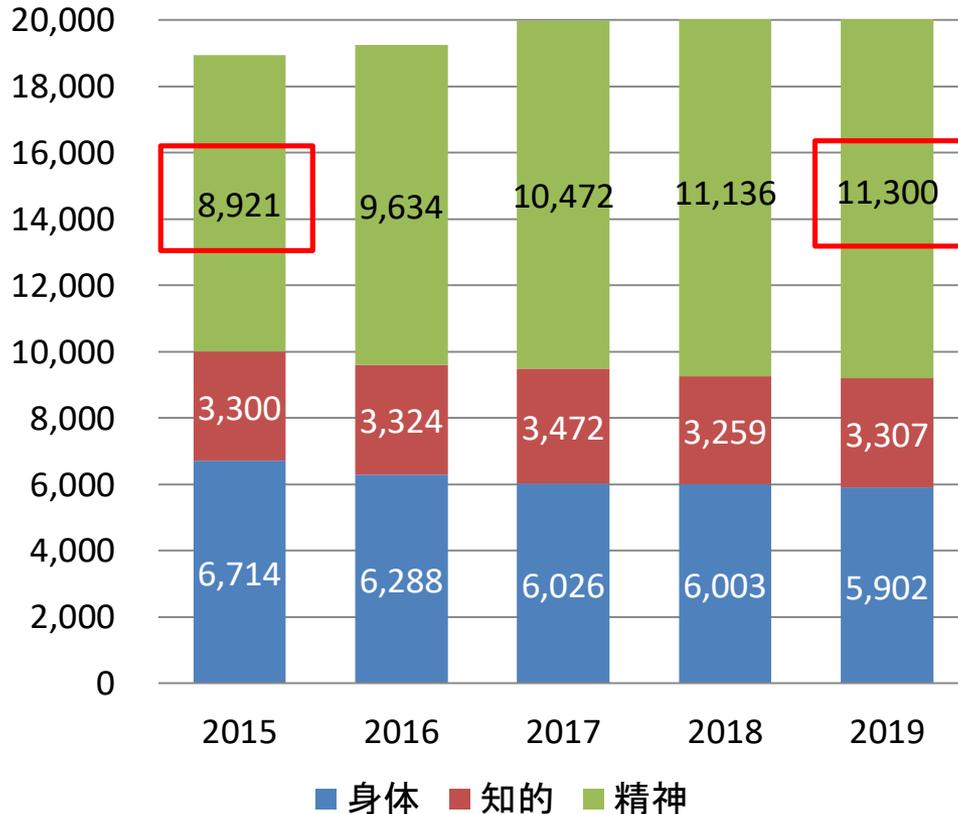
0.5 → 1

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

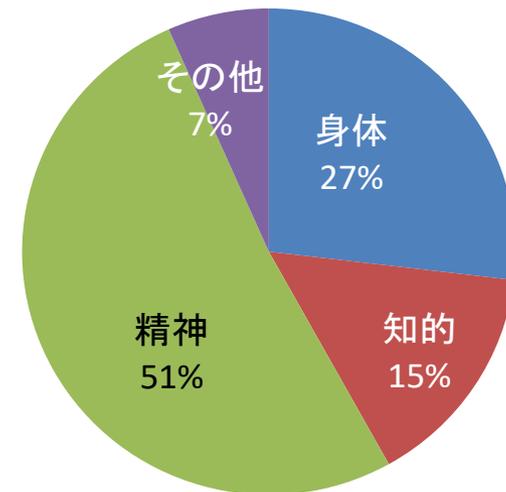
障害者の職業紹介状況

都内ハローワーク

新規求職申込件数の推移



2019年度 障害別割合



※その他:発達障害や難病等で
障害者手帳を所持していない者

身体障害者は減少し、年齢層が高くなる傾向にあります。精神障害者の割合が年々増加しています。

障害者の職種別就職状況 2019年度

都内ハローワーク

単位：％（構成比）

	【職業分類】	【職種の例】	全障害	身体	知的	精神
1	事務的職業	一般事務（データ入力、ファイリング等）	43.4	44.7	25.2	50.0
2	運搬・清掃・包装等の職業	清掃、倉庫内作業、売場作業	28.0	22.0	46.3	23.9
3	サービスの職業	食器洗浄、調理補助、介護職	9.1	8.1	13.1	7.9
4	専門的・技術的職業	プログラマー、システムエンジニア、WEB制作、ヘルスキーパー、設計（CAD）	6.4	10.9	1.0	6.3
5	生産工程の職業	食品製造スタッフ、機器類製造スタッフ、CADオペレーター	4.4	3.4	5.5	4.6
6	販売の職業	衣料品販売スタッフ、食品販売スタッフ、レジスタッフ	3.8	2.4	5.5	3.8
7	輸送・機械運転の職業	配送ドライバー、設備管理	1.7	4.5	0.1	1.1
8	その他の職業	警備員、建設作業員、農業従事者など	3.2	4.0	3.0	2.4

障害者雇用に関する助成金の制度

■障害者トライアル雇用助成金

障害者を原則3ヶ月間（精神障害者は原則6か月間）試行雇用することで、適性・能力を見極め、継続（常用）雇用のきっかけとする制度

- 【対象】 ① **重度身体障害者／重度知的障害者／精神障害者**
② **重度以外の身体・知的障害者**で以下のいずれかの要件を満たす者
(1) 紹介日において**経験のない職業**に就く事を希望する者
(2) 紹介日前**2年以内に2回以上離転職**を繰り返している者
(3) 紹介日前において**離職期間が6ヶ月を超えている者**

- 【期間】 ・ **身体／知的障害者…原則3ヶ月**
・ **精神障害者…原則6ヶ月以上12ヶ月以内**（助成金の支給は6ヶ月まで）

- 【支給額】 ・ **身体／知的障害者…月額4万円×3ヶ月**
・ **精神障害者…月額8万円×3ヶ月＋月額4万円×3ヶ月**

あらかじめ
「障害者トライアル」の
求人申込を行い、
職業紹介を受ける
必要があります

■障害者短時間トライアル雇用助成金

短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用（週10～20時間未満）し、職場への適応状況や体調等に応じて試行雇用期間中に週20時間以上の就労を目指す制度

【対象】 **精神障害者または発達障害者**

【期間】 3ヶ月以上12ヶ月以内

【支給額】 月額4万円×最大12ヶ月

■ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障害者などの就職困難者(65歳未満)をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れる事業主に対して助成金を支給します。

■ フルタイム（週30時間～） ※（ ）内は中小企業以外の企業

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
身体・知的障害者	120（50）万円	2年（1年）	30万円×4期（25万円×2期）
重度障害者 45歳以上の障害者 精神障害者	240（100）万円	3年（1年6ヶ月）	40万円×6期（33万円×3期） ※第3期の支給額は34万円

■ パートタイム（週20時間～30時間未満） ※（ ）内は中小企業以外の企業

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
障害者	80（30）万円	2年（1年）	20万円×4期（15万円×2期）

中小企業

小売店・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

助成金の支給要件の詳細や申請手続きは、5F助成金窓口でご確認ください

障害者の選考について<1>必要な配慮の例

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構作成
「はじめからわかる障害者雇用／事業主のためのQ&A集」より抜粋

視覚障害者

- 面接・選考場所まで公共交通機関を利用する場合は、経路やバリアフリー状況を確認する
- 筆記試験等の際に点訳が必要な人には、点字図書館などに点訳を依頼する
- 弱視者に対しては拡大読書器の使用を認める。試験問題や資料を拡大コピーする
- 読取に時間を要するので試験時間や資料を読む時間を長めに設定する

聴覚障害者

- 面接では口話・手話・筆談のどの方法で面接するかあらかじめ確認しておく
- 説明が聞き取りやすい場所に席を設ける
- 説明事項を板書や資料に記載する
- 手話通訳を配置する

肢体不自由者

- 試験場所まで公共交通機関を利用する場合は、経路やバリアフリー状況を確認する
- 自家用車を使用する場合は駐車スペースを確保する
- 車いす使用者の場合は、試験・面接場所のバリアフリー状況を確認する
- 上肢障害や言語（発語）に障害がある場合は、面接・試験時間を長くするなど配慮する

知的障害者

- 障害の特性を考えると筆記試験だけで採否を決めないほうがよい
- 職業能力だけでなく、身辺処理が自立しているか、規則正しい生活習慣が確立しているか、協調性があるかなど生活状況も把握した方がよい
- 本人との短い面接だけでは職務遂行能力、就職に対する態度や考え、人柄などが把握しにくい面があるので、（支援者がいる場合は）支援機関の担当者等に同席してもらい、支援機関の通所状況や実習の結果、日ごろの生活状況などをきくと良い

精神障害者

- 緊張しやすい人も多いので 緊張を解きほぐすような雰囲気を作る
- 職業能力だけでなく、身辺処理が自立しているか、規則正しい生活習慣が確立しているか、協調性があるかなど生活状況も把握した方がよい
- 通院や服薬がきちんとできているか、調子が悪くなった時に適切に主治医に相談したり医療機関のサポートを受けられるかなども把握したほうがよい
- （支援者がいる場合）本人への面接に加えて支援機関等の担当者と同席してもらい、訓練の取組状況や病状などを把握すると良い

■知的障害者や精神障害者の場合は、仕事や職場環境へのマッチングなどを見極めるため、採用選考の前に一定期間職場実習を行う方法もあります。詳細は窓口でご相談ください。

障害者の選考について< 2 >採用面接で確認すること

採用面接で障害のことについて聞いてよいのでしょうか？

採用面接では「スキルや能力」「意欲」「協調性」など一般的な事項を確認するとともに、職務遂行に関係した障害状況や職場での配慮事項についても確認することが必要です。

ただし、以下の点に留意が必要です

- 障害に関する情報は個人情報の中でも特に取扱いに配慮を必要とする情報であること
- 障害の種類や程度で採否を決めるべきではないこと

- 障害状況などを確認する理由をきちんと伝える
(配属先や担当業務を決めるため、働きやすいよう職場環境を整えるため、職場でのサポート体制を整えるため、など)
- 本人の了解を得る
- 職務遂行や職場生活において「できること」「制限があること」「サポートが必要なこと」の視点で確認する
- 障害特性により、緊張しやすくうまく質問に答えられない人もいるので、まず緊張を解く事から始める

雇用管理のために把握しておく事項

雇用した場合の配属先や担当業務、教育訓練の方法、職場環境の整備のため、必要な範囲で本人の状況を把握してください。

●障害関係

- 障害の状況
- 治療の必要性・内容、通院・服薬の状況
- 必要な支援内容

●職務遂行関係

- 希望する仕事
- 仕事に関するスキルの習得状況（専門知識、機器などの操作、パソコン操作ほか）
- コミュニケーション方法（メール・電話・会話、聴覚障害者の場合は口話・手話・筆談）
- 出張、異動の可否

●職場生活関連

- 通勤経路と時間（方法）
- 職場内の移動方法

採否決定のポイント

基本的には一般社員の選考と同じですが、加えて、障害の自己理解がポイントになります。

●一般的なポイント

- 仕事への意欲
- 職務経歴、スキル、職務遂行能力から判断する仕事とのマッチング
- 周囲との協調性

●障害について

障害の内容や程度に加えて、本人が障害を正しく理解し適切に対応できること

- 正しく障害の自己理解ができている
- 職場で「自分ができること」「できないこと」「サポートを受ければできること」などをわかっており、それを説明できる
- 困った時に自分から周囲にサポートを依頼できる

障害者の雇用を支援する制度

精神障害者雇用トータルサポーター ～ハローワークの支援をご活用ください～

ハローワーク飯田橋では、精神・発達障害者の雇用促進に取り組む管内事業所の皆さまを、採用前の受け入れ準備から採用後の職場定着支援までトータルサポートしております。

対 象

ハローワーク飯田橋の管内企業

(千代田区・文京区・中央区に本社・事業所がある企業)

相談方法

ハローワークへの来所 又は 訪問

★事前予約が必要です

相談内容(例)

- 募集、採用に向けて何から始めたらよいかわからない
- 精神・発達障害者にどんな仕事に向いているかわからない
- 他社の取り組み事例について知りたい
- 精神・発達障害者の雇用に関して具体的な支援内容や支援体制を知りたい
- 障害者雇用について基礎的なことから教えてほしい
- まずは、社内理解の促進からスタートしたい
- 精神障害や発達障害について知りたい

など、お気軽にご相談下さい。

◇お問い合わせ・ご予約◇

ハローワーク飯田橋 専門援助第二部門

〒112-8577 文京区後楽1-9-20(9階)

TEL:03-3812-8609 (部門コード 44#)

「精神・発達サポートの件」とお伝え下さい

その他の支援制度

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

ジョブコーチ支援とは

- 障害のある方が働く企業に一定期間ジョブコーチが訪問し、本人と企業の双方に支援を行うサービスです。
- 本人に対しては「職場適応に向けた助言・援助」を、企業に対しては「雇用管理に関する助言」を行います。特に、障害のある方を直接指導、サポートする担当者に対して、具体的なノウハウをお伝えします。

ジョブコーチ支援の内容

- 本人、企業のニーズに合わせたオーダーメイド型サービスです。
- 課題や適応状況に合わせて、支援期間、訪問頻度、支援内容等をご提案します。

問合せ先

東京障害者職業センター（上野本所）

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

TEL 03-6673-3938 FAX 03-6673-3948

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

(公財) 東京しごと財団

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。
※【東京ジョブコーチ】とは(公財)東京しごと財団が認定した職場適応援助者です。

■支援対象者

都内在住又は在勤の障害者で、原則として就業中又は就職が決定している方

■支援内容

個々のニーズに応じて以下の支援を行います。

1. 支援対象者の業務内容の検討・組み立て
2. 作業習得支援
3. コミュニケーション支援
4. 通勤支援
5. 障害者を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整
6. 支援対象者の家族および企業等への相談支援
7. 職場に適応・定着するために必要な体制作り

問合せ先

東京ジョブコーチ支援センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11-2 代々木コミュニティビル3階

TEL(03)3378-7057 FAX(03)3378-7058